

令和元年十一月十三日提出
質問 第七三号

大学入学共通テストにおける記述式試験の採点を在宅で行うことに関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

大学入学共通テストにおける記述式試験の採点を在宅で行うことに関する質問主意書

令和二年度に実施される大学入学共通テストから導入予定である記述式試験について、同テストを運営する独立行政法人大学入試センターは採点関連業務を株式会社学力評価研究機構に委託することとしています。

両者の契約における仕様書によると、受注者は大学入試センターから受領した答案の画像データを用いて採点を行うこととなっています。

仕様書には採点会場についての記載はありますが、個々の採点者がどこで採点するかの記事は一切ありません。

データであれば会場に集まることなくインターネット等により受領できるので在宅でも採点はできます。事実、模擬試験や通信教育などの採点について在宅で行うことは一般的に行われています。

しかし、大学入試という最も公平で公正に行われなければならない試験においては、情報漏えいや情報流出、採点の公平性の確保という観点から在宅で行うべきではなく、複数の目が行き届いた会場で行うべきだと考えます。

以下、政府の見解を伺います。

一 大学入試センターと学力評価研究機構の契約において、大学入学共通テストにおける記述式試験の採点は在宅で行うことはできるのででしょうか。また、在宅で採点を行うことに対する政府の見解をお答えください。

二 受注業者はベネッセグループの模擬試験、進研模試の採点を行っていますが、過去及び現在、この模擬試験の採点を在宅で行ったことがあるか、政府は把握していますか。

三 大学入学共通テストで五十万人分の採点者を確保し、一定の質を保つために、過去に模擬試験等で採点経験のある者を採点者とする可能性が高いと考えますが、模擬試験等での採点経験が採点者の質を担保するものとなるのでしょうか。

右質問する。